# 第5部 危機管理(大規模事故等)計画

部

# 第1章 計画の目的、対象

今日、各地で発生している災害は、従来の地震や台風などの自然災害に留まらず、大規模な爆発、 火災などの事故や感染症などの健康被害など、様々な事象に及んでいる。災害対策基本法で規定され る災害には、自然災害のみならず、火災等の人為的災害も対象としていることから、この危機管理計 画は、大きく市民の生命、身体、財産を脅かすものを「危機」としてとらえ、万一、危機が発生した 場合にはその被害を最小限にくい止め、組織として迅速、的確に対処するための基本的な仕組みを定 めるものとする。

## 第1節 計画の目的

市域には住宅の密集した市街地や大型の商業施設、石油やガス等の危険物施設、鉄道などの施設が存在する。これらの施設で大規模な爆発や火災、列車事故等が発生した場合は、消防等の防災機関による対応とともに、市による情報収集、避難・救援等の災害応急活動が必要となる。また、こうした大規模事故以外にも社会や都市構造の変化、生活様式の多様化などにより、従来想定していなかった災害が発生する可能性があり、これらに対しても同様な対応が必要である。

本計画は、災害対策基本法に定義される大規模事故等を基本とし、広く市民の生命、身体、財産を 脅かす危機を対象に、その初動態勢、応急対策等の危機管理対策を定めるものとする。

## 第2節 対象とする危機

本計画で対処とする危機は次のとおりとする。

危機の名称	項目	備考
大規模事故	<ol> <li>爆発事故</li> <li>航空機事故</li> <li>列車事故</li> <li>危険物の流出事故</li> </ol>	災害対策基本法第2条第1号に定 める災害のうち、本計画第1部から 第4部で対象とする災害以外の災 害
大規模火災	大規模な延焼火災	L
環境汚染	1 大規模な環境汚染 2 有害物質の漏出	市民の安全・安心を脅かす危機
健 康 被 害	<ol> <li>1 感染症、食中毒の発生</li> <li>2 医療災害の発生</li> </ol>	川氏の女主・女心を育がり厄懐

## 第2章 市の危機管理体制

市は、危機が発生し、又は発生のおそれがある場合は、危機の規模、被害の状況などにより危機管理に対応する組織を立ち上げ、必要な職員を配置し応急活動を実施する。

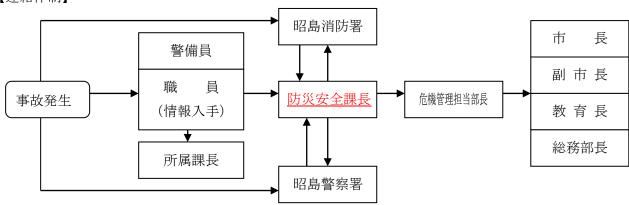
## 第1節 危機に対する組織体制

## 1 情報の収集伝達

大規模事故等、危機の発生を確認又は情報入手した職員は、直ちに総務部<u>防災安全課</u>へ連絡する。 夜間、休日の場合にあっては、市警備員室に連絡し、これを受けた警備業務の職員は、直ちに総務部 防災安全課長へ連絡する。

情報を受けた<u>防災安全課長</u>は、関係機関との連携が必要な場合は、本計画、第3部第2章第1節「情報通信連絡体制」に基づき、関係機関に連絡する。

### 【連絡体制】



### 2 危機レベルの設定

#### (1) 危機レベル

危機に対応する組織体制を速やかに立ち上げるため、危機の状況、規模、切迫性等により危機レベルを次のとおり設定する。

危機レベル	内容
1	所管する係で緊急に対応する必要のある事象
2	所管する課で緊急に対応する必要のある事象
3	所管する部で緊急に対応する必要のある事象
4	市の各部署が連携し、市全体で緊急に対応する必要のある事象
5	市と関係機関が連携し、緊急に対応する必要のある事象

(2) 危機レベルの判定

危機レベルは、事業を所管する部長が決定する。

## 3 危機レベルに応じた活動体制

市の危機に対する活動体制は、危機レベルに応じて次のとおりとする。

活動体制	危機レベル	活 動 の 内 容	
情報連絡体制	1~3	所管する部の範囲で情報収集及び応急活動を実施する。	
庁内緊急体制	4 · 5	危機管理に対応する組織を設置し、全庁で連携して応急活動 を実施する。	
災害対策本部体制	_	被害が大規模で広範囲にわたり災害対策基本法に基づく災害対策本部が必要となったときは、本計画第3部第1章第1節「市災害対策本部の組織及び運営」を準用し応急活動を実施する。この場合、危機管理対策委員会は廃止し、災害対策本部に速やかに移行する。	

## 第2節 危機管理対策委員会

## 1 危機管理対策委員会の設置

市は、大規模な危機に対しては市長を委員長とする昭島市危機管理対策委員会(以下「危機管理対 策委員会」という。)を設置し、職員の初動態勢を確立するとともに適切な応急活動を実施する。

### 2 組織及び所掌事務

危機管理対策委員会の組織は、次のとおりとする。

構	成員	所 掌 事 務
委 員 長	市長	危機管理対策委員会の事務を総括し、 委員会の職員を指揮監督する。
副委員長	副市長 教育長	委員長を補佐し、委員長に事故がある ときは、その職務を代理する。
危機管理者	危機管理担当部長	庁内の危機管理体制を確立する。
委員	部長職及び部長相当職 広報課長 その他委員長が必要と認める職員	委員長の命を受け、危機管理対策にあたる。
事務局	防災安全課長 防災安全課職員	危機管理対策委員会の事務を行う。

#### 3 危機管理対策委員会の所掌事務

(1) 方針の決定

危機管理対策委員会は、委員、昭島警察署、昭島消防署その他関係機関からの情報を分析し、市 全体の対処方針を決定する。

(2) 職員の招集

委員長は、危機レベルに応じて必要な職員を招集する。

(3) 避難指示

委員長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要が あると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

(4) 支援要請

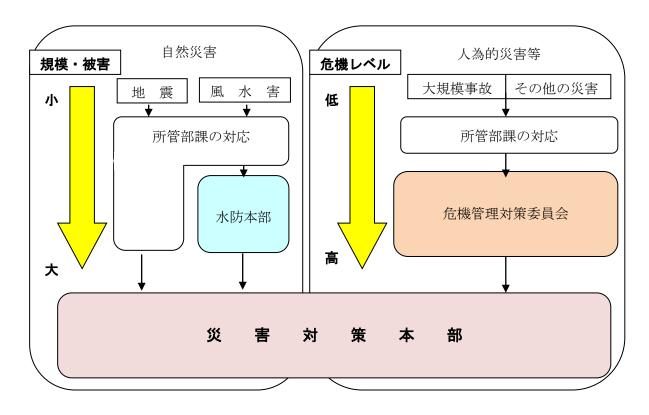
委員長は、都及び関係機関の支援が必要と判断したときは、支援の要請を行う。

(5) 市民への周知

委員長は、危機の状況について必要と判断したときは、防災行政無線、広報車、<u>市ホームページ、</u> <u>市メール配信サービス、市公式X(旧「ツイッター」)</u>等を利用し、危機の状況について市民へ広報 する。

## 4 他の対応組織との関係

危機管理対策委員会と本計画で扱う「地震」「風水害」の組織との関係は次のとおりとする。



## 第3節 初動態勢

#### 1 職員の初動態勢

## (1) 職員の招集

職員は、危機のレベルに応じて、次のとおり参集するものとする。

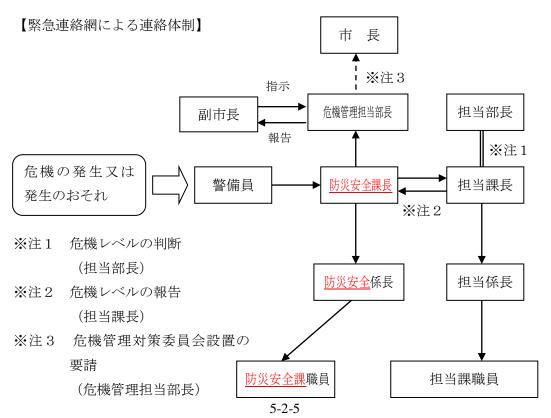
危機レベル	参集する職員
1	所管(課長 係長 担当係員)
2	所管(部長 課長 係長 係全職員)
3	所管(部長 部内全課長 部内全係長 担当課全職員)
4	市長 副市長 教育長 全部長 担当部内全課長 部内全係長 担当課全職員
5	市長 副市長 教育長 全職員

### (2) 連絡体制の整備

組織内の連絡体制は初動態勢の要であることから、各課は携帯電話等を使った緊急連絡体制の整 備に努める。

### 2 夜間・休日等勤務時間外の職員招集

市長は、夜間・休日等の勤務時間外に危機が発生した場合は、緊急連絡網により速やかに職員を招 集する。



#### 3 職員の責務

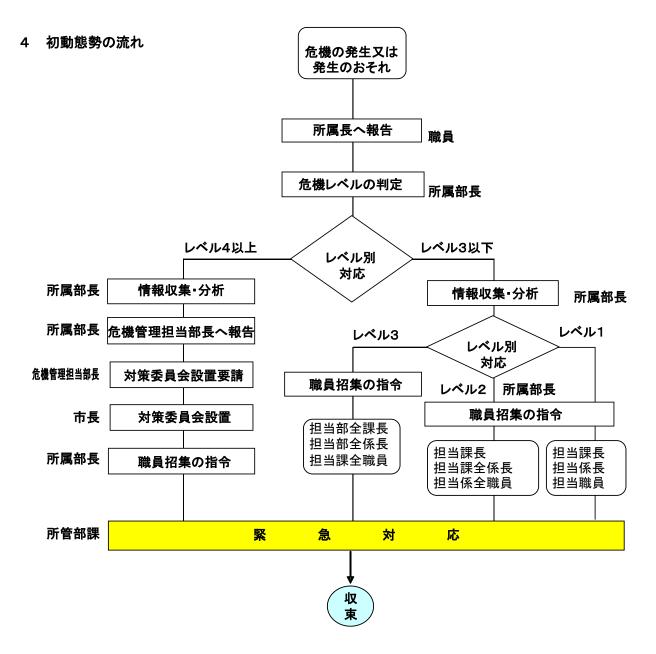
職員は、日頃から危機管理意識を養い、万一危機が発生した場合は、初動態勢を確保するため次のとおり行動する。

#### (1) 待機

危機の発生を知った職員は、緊急対応等を想定し、所属課長と連絡が取れる状況で待機する。

#### (2) 参集

職員は、夜間・休日等勤務時間外に職員招集があった場合は、速やかに参集する。また、報道などを通じて知った危機が、危機管理体制をとる必要があると推測されるときは、該当する職員は自主的に参集する。



## 第4節 危機管理対応計画の作成

危機への対応は事象ごとに異なることから、市の各部課は、対象とする危機ごとに、所管する事業の中で危機の発生が想定される事象についてあらかじめ対応計画(危機管理マニュアル)を作成し、危機の発生に備えるものとする。(資料 26 「危機管理個別マニュアル」参照)

# 第3章 消防署の応急対策

## 第1節 多数傷病者発生時の救助救急活動計画

大規模事故等の危機管理における昭島消防署の活動は次のとおりとする。

### 1 適用災害

本活動基準は、火災、爆発、電車等の転覆、その他の災害及び集団食中毒等で、局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生し、普通出場では対応できない集団災害を対象とする。

#### 2 運用の基準

原則として、次の場合に運用する。

- (1) 傷病者が概ね20人以上発生した場合
- (2) 救急特別出場等、隊を概ね10以上運用する場合
- (3) 警防本部又は指揮本部長が必要と認める場合

#### 3 活動の原則

(1) 効率的な活動体制の確立

消防部隊が相互に連携した組織活動及び関係機関との連携を図り、効率的な活動体制を早期に確立する。

- (2) 状況に応じた救護活動及び迅速かつ安全な搬送 傷病者の状況や状態に応じた救護活動及び迅速かつ安全な医療機関への搬送を実施する。
- (3) 傷病者情報の掌握

消防活動に効果的に反映させるため、傷病者数、傷病程度、収容医療機関等の情報を確実に把握する。

### 4 活動要領

(1) 署隊本部における活動体制

署隊本部機能を強化し、各種情報収集及び後方支援体制を確立するとともに災害の状況に応じて 救急資格を有する署隊本部員を出場させる等、署隊を挙げての災害対応体制を構築する。

(2) 指揮本部における活動体制

災害実態の早期把握に努めるとともに、災害及び傷病者の状況に応じて救急指揮所、現場救護所、搬送ポスト、出場隊集結場所、ヘリコプター臨時離着陸場所、救急搬送経路等を設定し、トリアージの実施並びに傷病者の救護及び搬送体制の確立を図り、効率的な活動体制を構築する。

- ※ トリアージとは、災害現場における多数の傷病者の緊急度及び重症度を判断し、傷病者への救 急処置及び搬送の優先順位を決定することをいう。
- (3) 救急指揮所

活動隊管理、傷病者搬送管理、救急資器材の集結、調達、医師等との連絡、活動調整等を行う。

(4) 現場救護所

トリアージを実施し、必要な応急処置(医療処置含む。)を行い、搬送体制を確立することを目的 とする。

#### (5) 搬送ポスト

ア 搬送ポスト

現場救護所の出口付近に設置し、次の任務を実施する部署とする。

- (ア) 救急隊等の搬送医療機関の管理
- (イ) 搬送医療機関の伝達
- (ウ) トリアージタッグ(指揮本部用)の回収
- (エ) 搬送車両への収容人員の調整
- (6) 小隊の活動

ア 救助支援特別出場で出場する消防小隊

(ア) ポンプ小隊

努めて多数の担架を積載し、小隊ごとに担架搬送等の任務を行う。

#### イ 救急小隊

可能な限り救急隊員を増強するとともに、必要資器材を積載して出場し、現場での傷病者搬送 は、メーンストレッチャーを使用する。メーンストレッチャーが使用できない場合は、サブスト レッチャー等により搬送する。

#### (7) 搬送方法

ア 車両による搬送

傷病者の医療機関への搬送は、救急隊によることを優先し、迅速な搬送手段が確保できない場 合は、人員輸送小隊等による搬送を実施する。

#### イ 航空機による搬送

災害状況や、現場付近及び気象の状況等によりヘリコプター隊の応援要請を考慮する。

ウその他

消防車両による傷病者搬送が困難な場合、患者等搬送自動車等の活用を考慮する。さらに、状 況よっては、申出のあった事業者のワゴン車、マイクロバス等の活用も考慮する。

#### (8) 各種関係機関との連携

指揮本部長は、災害現場において東京DMAT等、各種関係機関と任務分担、連携要領について 調整を図るものとし、東京都により現地連絡調整所が設置された場合は、消防活動基準、現地連絡 調整所における連携要領による。

## 第2節 救助特別出場の運用要領

#### 1 出場制度の概要

1件の災害事案において高度な救助技術、資機材が必要な救助箇所又は、通常の消防力では対応困難な救助箇所が複数ある大規模救助事象に、複数の救助隊を一度に投入する必要がある場合に運用し、消防救助機動部隊を中心とした複数の救助隊等により編成され、救助特別第1出場、救助特別第2出場及び救助特別第3出場に区分して運用する出場制度とする。

## 2 運用基準

大規模な救助事象が発生し、又は発生するおそれがある事象が生じた場合に運用する。

#### 3 運用方法

- (1) 警防本部による運用 災害入電状況等により、警防本部の判断で本出場を指令して運用する。
- (2) 指揮本部長等による応援要請による運用 災害状況により、指揮本部長等の判断において、本出場の運用又は本出場における上位の区分を 応援要請し、警防本部が指令して運用する。

## 4 運用例

- (1) 車両の多重衝突事故、列車と車両の衝突事故等
- (2) 建物の倒壊、土砂崩れ等
- (3) 状況不明だが救助活動で多数の要救助者があると思われる災害
- (4) その他複数の救助隊を必要とする場合

### 5 運用上の留意事項

災害状況により、救急特別出場、救助支援特別出場と同時に運用する。

## 第3節 支援特別出場の運用要領

#### 1 出場制度の概要

大規模救助事象、多数傷病者発生時等において、複数のポンプ小隊、化学小隊(以下「ポンプ隊等」という。)を一度に投入して、傷病者の担架搬送、救出救護、誘導等を実施する必要がある場合に運用し、ポンプ隊等、資材輸送小隊により編成され、支援特別第1出場、支援特別第2出場、支援特別第3出場及び支援特別第4出場に区分して運用する出場制度とする。

#### 2 運用基準

大規模な救助事象が発生し、又は発生するおそれがある事象が生じた場合に運用する。

#### 3 運用方法

- (1) 警防本部による運用 災害入電状況等により、警防本部の判断で本出場を指令して運用する。
- (2) 指揮本部長等による応援要請による運用 災害状況により、指揮本部長等の判断において、本出場運用又は本出場における上位区分を応援 要請し、警防本部が指令して運用する。

#### 4 運用例

- (1) 多数傷病者が発生し、担架搬送を実施する場合
- (2) 多数の傷病者の誘導を実施する場合
- (3) 救護所での応急処置要員が必要な場合
- (4) その他傷病者の担架搬送、救出救護、誘導等で複数のポンプ隊等を必要とする場合

## 第4節 救急特別出場の運用要領

#### 1 出場制度の概要

大規模な火災、爆発、大規模救助事象、その他特異な災害等による多数傷病者発生時において、救急隊等を集中的に運用して傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合に運用し、救急隊、人員輸送小隊及び指揮隊により編成され、救急特別第1出場、救急特別第2出場、救急特別第3出場及び救急特別第4出場に区分して運用する出場制度とする。

### 2 運用基準

多数傷病者発生時において、救急隊等を集中的に運用して傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合、又はその可能性がある場合に運用する。

## 3 運用方法

- (1) 警防本部による運用 災害入電状況等により、警防本部の判断で本出場を指令して運用する。
- (2) 指揮本部長等による応援要請による運用 災害状況により、指揮本部長等の判断において、本出場の運用又は本出場における上位区分を応 援要請し、警防本部が指令して運用する。

#### 4 運用例

- (1) 火災、大規模救助事象等の災害により多数傷病者が発生し、医療機関へ搬送を実施する場合
- (2) 集団食中毒、集団熱中症等により多数の急病人が発生し、医療機関へ搬送を実施する場合
- (3) その他救急隊の集中的な運用を必要とする場合